

「清流の国ぎふ」SDGs推進フォーラムの
企画・運営等委託業務

プロポーザル募集要項

令和4年5月31日

岐阜県清流の国推進部SDGs推進課

目 次

第1 募集の内容	
1 委託業務等	3
2 委託契約期間	3
3 委託費の上限	3
第2 プロポーザルに係る事項	
1 プロポーザル参加の要件	3
2 企画提案書の作成	4
(1) 事業の実施計画	4
(2) 事業の実施体制	4
(3) 全体スケジュール	4
(4) 提案者の能力	4
3 プロポーザルの手続等	4
(1) スケジュール	4
(2) 募集要項等の公表・配布	4
(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表	5
(4) プロポーザル参加申込書の受付	5
(5) 企画提案書等、書類の受付	5
(6) プロポーザル参加に際しての注意事項	6
(7) 見積書作成に当たっての注意事項	7
(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所	7
第3 提案の評価に係る事項	
1 評価方法	7
2 プロポーザル評価会議	7
3 評価項目及び評価内容	8
4 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	8
5 同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い	8
6 提案者が1者又ははない場合の取り扱い	8
7 評価結果等の通知及び公表	8
第4 契約の締結	8
第5 業務の適正な実施に関する事項	
1 関係法令の遵守	8
2 業務の一括再委託の禁止	8
3 個人情報保護	9
4 守秘義務	9
5 事業報告書の提出	9
第6 業務の継続が困難となった場合の措置について	
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	9
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	9
第7 その他	9
第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先	9
別表1 評価項目及び評価内容	10

「清流の国ぎふ」SDGs推進フォーラムの企画・運営等委託業務

プロポーザル募集要項

県では、持続可能な地域づくりのため、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組みを推進するため、「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員・リーディング会員制度を運用しているところです。

県政モニターアンケートによると、SDGsの認知度は向上している状況であり、今後は、「知るSDGs」から「行動するSDGs」への展開を実現することが必要です。

今回リーディング企業の認定式や、SDGs達成に向けた具体的な取組みを紹介することで、県全体のSDGs達成に向けた実際の行動につなげることを目的にフォーラムを開催します。

フォーラムの実施にあたり、より効率的・効果的に行うための提案を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務等

別添仕様書のとおり

2 委託契約期間

契約締結日から令和4年11月30日まで

3 委託費の上限

3,293,757円（消費税額及び地方消費税額込み）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、単独の法人等にあつては、下記（1）から（10）までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員が（1）を満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が（2）から（10）までのすべての要件を満たし、かつ構成員のうち少なくとも1者が（11）の要件を満たす必要があるものとします。

- （1） 県内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3） 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （4） 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間中に受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (8) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 県税の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (10) プロポーザル評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (11) 平成29年度以降において、岐阜県（又は岐阜県が構成員として参加した実行委員会）が発注した来場者250名以上のフォーラム・シンポジウム等の運営・進行業務を受託した実績を有すること。また、その業務において、運営・進行業務の管理を行った実績を有する者を、役員又は社員として3名以上有すること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業全体の企画を、様式6に沿って作成してください。

(1) 事業の実施計画

別添仕様書「5 業務内容」を参照し、以下の実施計画を提出すること。

- ① 企画・準備業務に関すること
- ② 会場設営・撤去及び運営・進行業務に関すること
- ③ 広報に関すること

(2) 事業の実施体制

本事業の目的を達成するための事業実施体制について記載してください。

(3) 全体スケジュール

事業実施におけるスケジュールを記載してください。

- ※ スケジュールは表形式で作成し、仕様書の「業務内容」に記載されている業務の項目ごとにその工程をわかりやすく明示してください。

(4) 提案者の能力

- ① 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- ② 業務実績（本事業に類する事業の実績）
- ③ SDGsへの取り組み

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	令和4年5月31日（火）～ 令和4年6月22日（水）
② 募集要項等に関する質問受付	令和4年5月31日（火）～ 令和4年6月22日（水）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和4年5月31日（火）～ 令和4年6月22日（水）
④ 企画提案書受付期間	令和4年5月31日（火）～ 令和4年6月29日（水）
⑤ プロポーザル評価会議	令和4年7月8日（金）（予定）
⑥ 評価結果等の通知・公表	令和4年7月中旬（予定）

(2) 募集要項等の公表・配布

- ① 配布日時 **令和4年5月31日（火）～ 令和4年6月22日（水）**
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
 - ② 配布場所 岐阜県清流の国推進部SDGs推進課SDGs推進係
（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁3階）
- ※募集要項等は、岐阜県のホームページからも入手できます。

岐阜県トップページ>入札・公売>

(https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1)

※郵送での配布は行いません。

(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和4年5月31日(火)～令和4年6月22日(水)午後5時15分まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式1)をSDGs推進課

あてにFAX又は電子メールにファイル(ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

FAX: 058-278-2562

電子メールアドレス: c11123@pref.gifu.lg.jp

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ上にて公開します。

岐阜県トップページ>入札・公売

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 参加受付期間

令和4年5月31日(火)～令和4年6月22日(水)

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

② 提出方法

- ・プロポーザル参加希望者は、SDGs推進課あてに持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送の場合も、令和4年6月22日(水)午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

ア 参加申込書(様式2-①または②)

イ 共同体構成員届出(共同体の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式3)

ウ 共同体協定書の写し(共同体の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式4)

エ 委任状(共同体の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5)

オ 岐阜県納税証明書(全税目に未納の徴収金のない旨の証明書)

※岐阜県内に事業所等を有しない場合又は「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に記載されている場合は、省略することができます。

カ 消費税等納税証明書(未納税額のない旨の証明書(その3,又はその3の3))

※岐阜県内に事業所等を有しない場合又は「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に記載されている場合は、省略することができます。

※構成員毎、別葉で提出してください。

④ 提出部数 1部

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 提案書受付期間

令和4年5月31日(火)～令和4年6月29日(水)

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

② 提出方法

- ・SDGs推進課あてに持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送の場合も、令和4年6月29日(水)午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式6)

※委託業務仕様書を参考に提案してください。

イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式7)

ウ 法人等に関する書類

(ア) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(イ) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式8)

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを(可能な場合はどちらも)提出してください。)

※共同体として応募する場合、上記ウの(ア)を除く書類は、すべての者の分を提出してください。

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式9)

オ 岐阜県納税証明書(全税目に未納の徴収金のない旨の証明書)

※岐阜県内に事業所等を有しない場合又は「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に記載されている場合は、省略することができます。

④ 提出部数

・ 8部(正本1部、副本7部)

・ 副本7部のうち、3部については、企画提案書及び見積書のみとしてください。

⑤ 注意事項

・ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本募集要項に違反すると認められる場合

オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成・提出等、プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書等の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。

- エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の午後4時までに、辞退届（様式自由）をSDGs推進課に持参又は郵送により申し出てください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税が含まれていることを明示するものとしてください。
- ② 見積にあたっては、以下の点に留意してください。
- ア 見積費用は、見積書（様式7）のとおり作成してください。それぞれの事業に要する会場装飾・サイン等作成経費、広報費、通信運搬費、事務用消耗品費、その他事業に要する雑費、一般管理費のほか、以下イ及びウに係る経費を含めて記載ください。
- イ スタッフ人件費
- ウ 備品賃借料及び会場使用料
- エ 一般管理費は、見積書（様式7）のとおり、人件費及び事業費の合計額の10%以内としてください。

（8）プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁3階）
岐阜県清流の国推進部SDGs推進課SDGs推進係：小野、小川
TEL 058-272-8251（直通）
FAX 058-278-2562
電子メールアドレス c11123@pref.gifu.lg.jp

- （注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、FAX又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- （注意2）メール送信の際は、件名に「「清流の国ぎふ」SDGs推進フォーラムの企画・運営等委託業務」と記した上で、内容を簡潔に明記してください。

第3 提案の評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「「清流の国ぎふ」SDGs推進フォーラムの企画・運営等委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、提案者の評価に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

- ① 開催日時
令和4年7月8日（金）（予定）
プレゼンテーションの開始時間については、後日、提案参加者に個別に通知します。
- ② 開催場所
岐阜県シンクタンク庁舎（岐阜市藪田南5-14-12）3階 3-1会議室（予定）
- ③ 企画提案の所要時間
プレゼンテーション 15分間以内
選定委員からの質疑 15分間
- ④ 注意事項
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
 - ・参加人数は4名までとしてください。（共同体においても1共同体当たり4名までとします）
 - ・プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
 - ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません、企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼ

- ンテーションを実施してください。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはしません。

3 評価項目及び評価内容

別表1「評価項目及び評価内容」のとおり。

4 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

- ・上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ・順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

なお、評価点と同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数を除して得られる点数とします。

5 同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、各評価会議構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

6 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者としてします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

7 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した最優秀提案者と県の間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、委託業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意してください。

4 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 事業報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、直ちに委託業務完了届、事業実施報告書を県に提出してください。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができません。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者がいる場合は、円滑かつ支障なくこの事業の業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、受託者は、契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁3階）

岐阜県清流の国推進部SDGs推進課SDGs推進係：小野、小川

TEL 058-272-8251（直通）

FAX 058-278-2562

電子メールアドレス c11123@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を120点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。なお、業務の実施計画及び実施体制等に関する評価点合計値の6割を最低基準とする。

(1) 事業の実施計画に関する評価

評価項目			評価基準点				
			15点	12点	9点	6点	3点
1	事業背景の理解	持続可能な開発目標(SDGs)、「清流の国ぎふ」創生総合戦略、「岐阜県 SDGs未来都市計画」、新型コロナウイルス感染症への対応など、事業背景を理解した提案であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2	取組事例発表企画について	事例発表者の選定は、話題性や独自性が期待できる内容が提案されているか。	20点	16点	12点	8点	4点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3	フォーラムの装飾計画・演出方法について	県全体のSDGsの推進が期待できる会場装飾・演出方法が提案されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
4	フォーラムのオンライン配信について	多くの視聴者が見込まれる配信方法が提案されており、実際に視聴数が増える工夫がなされているか。	10点	8点	6点	4点	2点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
5		映像の撮影方法はステージ及びプログラムの状況が伝わるよう工夫されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
6	広報業務について	関係機関への協力要請や、広報媒体の活用について、十分な成果が見込める内容となっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小 計			85点満点				

(2) 業務を適正かつ確実に実施する能力等に関する評価

評価項目			評価基準点				
			10点	8点	6点	4点	2点
1	事業実施の能力	本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10点	8点	6点	4点	2点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2	事業実施体制の妥当性	事業を適正かつ確実に実施できるよう、十分な人員体制が提案されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3	事業費の妥当性	事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	10点	8点	6点	4点	2点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小 計			30点満点				

(3) SDGsへの取組に関する評価

評価項目			評価基準点					
			5点	4点	3点	2点	1点	0点
1	SDGsへの取組	「環境面への取組み」(1点) 県の環境配慮事業所へ登録されているか 「経済面への取組み」(1点) DX認定制度へ登録されているか 「社会面への取組み」(1点) 障がい者雇用の取組みを実施しているか 「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク会員であるか」(1点) 「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク」リーディング会員であるか(1点)	5点	4点	3点	2点	1点	0点
小 計			5点満点					